

資料 5①

市町における職員対応要領の策定、相談窓口、地域協議会の設置状況

- ① 職員対応要領……全市町策定済み
- ② 相談窓口の設置…全市町設置済み
- ③ 地域協議会の設置状況

		平成 29 年 4 月 1 日 現在	平成 30 年 4 月 1 日 現在	平成 31 年 4 月 1 日 現在	令和 2 年 4 月 1 日 現在	令和 3 年 4 月 1 日 現在	令和 3 年 10 月 1 日 現在
地域協議 会の設置	設置済	10	16	17	21	23	23
	設置予定	8	2	1	0	0	0
	未定	11	11	11	8	6	6
	予定なし						

【設置済み】23 市町

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曾岬町、東員町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、南伊勢朝、御浜町、紀宝町

【未設置】6 市町

尾鷲市、菰野町、朝日町、川越町、大紀町、紀北町

※詳細は次ページのとおり

市町における障がい者差別解消支援地域協議会の設置状況

資料 5②

市町名	差別解消支援地域協議会									
	設置済み		組織形態					令和3年10月1日現在		
	うち共同で設置	差別解消法	基本法	総合支援法	虐待防止法	工夫点等	設置予定	未定	予定なし	
津市	○				○					
四日市市	○		○							
伊勢市	○			○	○	○	必要に応じて部会を設置し、部会の決定を協議会の決定とすることで、内容により迅速な意思決定が行える。			
松阪市	○		○							
桑名市	○				○					
鈴鹿市	○			○			障害者施策推進協議会の部会として設置			
名張市	○			○			会議体が多いため、負担とならないよう配慮した。			
尾鷲市									○	
亀山市	○				○					
鳥羽市	○			○	○					
熊野市	○	○			○		※御浜町、紀宝町と共同設置			
いなべ市	○				○					
志摩市	○			○		○				
伊賀市	○				○					
木曾岬町	○				○					
東員町	○				○					
菟野町									○	
朝日町									○	
川越町									○	
多気町	○				○					
明和町	○				○					
大台町	○				○					
玉城町	○					○	高齢者等虐待防止ネットワーク会議と共同で設置している。			
度会町	○				○					
大紀町									○	
南伊勢町	○				○					
紀北町									○	
御浜町	○	○			○		※熊野市、紀宝町と共同設置			
紀宝町	○	○			○		※熊野市、御浜町と共同設置			
合計	23	3	3	4	17	3	-	0	6	0

差別解消法・・・障害者差別解消法（第17条）に基づく地域協議会の位置付けのみを有している。
 基本法・・・障害者基本法（第36条）に基づく合議制の機関の位置付けを兼ねている。
 総合支援法・・・障害者総合支援法（第89条の3）に基づく協議会の位置付けを兼ねている。
 虐待防止法・・・障害者虐待防止法に基づくネットワークの位置付けを兼ねている。